

## 第14章 貸付金一覧

窓口

周南市社会福祉協議会 徳山支部 (☎ 0834-31-4742) 周南市自立相談支援センター内  
 新南陽支部 (☎ 0834-62-4981)  
 熊毛支部 (☎ 0833-92-0027)  
 鹿野支部 (☎ 0834-68-2998)

※貸付条件・利子等の詳細については、上記窓口にお問い合わせ下さい。

資金名	目 的	限 度 額	利率	償還期間
生活福祉資金	低所得世帯等に対して、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図る。	別表1（次頁）をご覧ください		
法外援護資金	〃	貸付 7万円以内	無	14月以内
		交付 15,000円以内	無	—
生活安定対策資金	〃	更生援護 20万円以内	3%	6.5年以内 (6月)
		療養資金 5万円以内	無	1年以内
		老人医療 2万円以内	無	1年以内
災害援護緊急資金	災害により住居又は生活必需品たる家財に被害を受けた者で、住居の補修、生活必需品を取得する資金を他に求めることができない人に対して、災害援護緊急資金を貸付け、もって自立更生の援護を図る。	住居補修 50万円以内	3%	7年以内 (3年)
		生活必需品取得 10万円以内	無	4年以内 (1年)
高額療養費	高額療養費の支払のため生活が困難な人に対して、貸付資金の範囲内で高額療養費を貸し付けることにより、その世帯内の安定を図る。	高額療養費相当額	無	—
高額介護サービス費等貸付資金	高額介護サービス費等の支払いが困難な人に対し、貸付資金の範囲内で、高額介護サービス費等を貸し付けることにより、その世帯内の安定を図る。	高額介護サービス費相当額	無	—

( ) 内は据置期間

別表1 貸付金額の限度額

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	備 考	
総合支援資金	生活支援費	単身世帯： 月額 150,000 円 以内 2人以上： 月額 200,000 円以内 ※原則として3か月(条件を 満たせば最長12か月)	最終貸付日から 6か月以内	措置期間経過後 10年以内		
	住居入居費	400,000 円 以内	貸付日 (生活支援費と 合わせて貸付け ている場合は、 生活支援費の最 終貸付日)から6 か月以内			
	一時生活再建費	600,000 円 以内				
教育支援資金	教育支援費	高校 月額 35,000 円 以内	卒業後 6か月以内	措置期間経過後 20年以内		
		高等専門学校 月額 60,000 円 以内				
		短大・専修専門学校 月額 60,000 円 以内				
		大学 月額 65,000 円 以内				
	就学支度費	500,000 円 以内				
福祉費	生業を営むために 必要な経費	4,600,000 円 以内	貸付日から 6か月以内	20年以内		
	技能習得必要経費等	(習得期間) 6か月程度 1,300,000 円		8年以内		
		1年程度 2,200,000 円				
		2年程度 4,000,000 円				
		3年程度 5,800,000 円				
	住宅の増改築、補修等	2,500,000 円		7年以内		
	福祉用具等購入	1,700,000 円		8年以内		
	障害者用自動車購入	2,500,000 円		8年以内		
	中国残留邦人等 国民年金追納費用	5,136,000 円		10年以内		
	療養費	療養期間が1年以内の場合 1,700,000 円 以内		5年以内		期間が1年を超え 1年6か月以内の場 合で世帯自立のため 特に必要と認めら れる場合 2,300,000 円以内
	介護等費	介護サービス又は障害福祉 サービス等の受給期間が1年 以内の場合 1,700,000 円 以内		5年以内		同上
	災害による臨時経費	1,500,000 円		7年以内		
	冠婚葬祭必要経費	500,000 円		3年以内		
	住居移転・給排水 設置経費等	500,000 円		3年以内		
就職・技能習得等	500,000 円	3年以内				
その他日常生活経 費(一時的)	500,000 円	3年以内				
緊急小口資金	医療又は介護費の 支払等の臨時生活費 その他	100,000 円以内	貸付日から 2か月以内	措置期間経過後 12か月以内		

(注) 総合支援資金及び緊急小口資金については、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。